

# かかりまし経費（補助対象経費）の具体例

【対象となるかかりまし経費】※通常利用分で、利用者負担上限月額に達している場合は、今回の補助の対象にはなりません。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校が臨時休業したことに伴い、サービスの利用で下記①～④により追加的に生じた利用者負担について補助

- ① 新型コロナウイルスの感染防止対策のため、事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したことによる利用者負担額の増加
- ② 臨時休業によるサービスの利用増による利用者負担額の増加
- ③ 休業日単価になったことによる利用者負担額の増加（放課後等デイサービスのみ）
- ④ 臨時休業によって増加した延長支援加算による利用者負担額の増加

補助の対象経費	① 新型コロナウイルスの感染防止対策のため、事業所が電話等による代替的な方法で提供するサービスを利用したことによる利用者負担額の増加 ② 臨時休業によるサービスの利用増による利用者負担額の増加 ③ 休業日単価になったことによる利用者負担額の増加（放デイのみ） ④ 臨時休業によって増加した延長支援加算による利用者負担額の増加
補助の対象外経費	⑤ 臨時休業がない場合でも、通常、利用するサービス量の利用者負担額（通常利用分） ※通常利用分で、利用者負担上限月額に達している場合は、今回の補助の対象にはなりません。

○事業所からの返還（補助）の有無の具体例

**【利用者負担上限月額 4,600 円で、1 事業所のみ利用のケース】**

⑤の通常利用で 10,000 円の負担額+①が 2,000 円+③が 1,500 円  
 →⑤の通常利用で利用者負担上限月額に達しているため、返還はありません。

**【利用者負担上限月額 18,600 円で、2 事業所利用のケース。】**

**A 事業所が上限額管理事業所】**

A 事業所…⑤で 15,000 円の負担額+②で 3,000 円の増加+③で 600 円の増加  
 B 事業所…⑤で 3,000 円の負担額+①で 2,000 円の増加+④で 500 円の増加  
 →A 事業所から 600 円を返還、B 事業所からは上限のため返還はありません。

**【利用者負担上限月額 37,200 円で、2 事業所利用のケース】**

A 事業所…⑤で 14,000 円の負担額+②で 3,000 円の増加+③で 1,000 円の増加  
 B 事業所…⑤で 4,000 円の負担額+①で 1,000 円の増加+④で 500 円の増加  
 →A 事業所から 4,000 円の返還、B 事業所から 1,500 円の返還となります。

**【利用者負担上限月額 0 円のケース】**

利用者負担額が発生していないため、今回の補助の対象外となります。